

3 第三者行為災害届の提出について(督促) ●▲

平成 年 月 日

殿

労働基準監督署

第三者行為災害届の提出について (督促)

あなたの事故については、労働者災害補償保険法第12条の4に該当すると思われますので、保険給付を受けるためには請求書のほか第三者行為災害届の提出が必要となります。当該届について未だ提出がなされておりません。

第三者行為災害届については、労働者災害補償保険法第12条の7（労働者災害補償保険法施行規則第22条）に定める保険給付に関し必要な事項を確認するために提出を求めているものです。そのため、提出がなされず、事実関係が把握できない場合には支給決定がなされないだけでなく、仮に支給決定がなされても、労働者災害補償保険法第47条の3に基づき保険給付の支払を一時差し止めることができます。

つきましては、平成 年 月 日までに第三者行為災害届に必要事項を記入の上、速やかに提出してください。

(郵便番号) \_\_\_\_\_

(所在地) \_\_\_\_\_

(電話) \_\_\_\_\_ (FAX) \_\_\_\_\_

労働基準監督署 (担当者) \_\_\_\_\_ 印